

柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク実施要綱

(設置)

第1条 高齢化社会の到来、社会環境の変化等により、主に認知症高齢者（以下「要保護高齢者」という。）の徘徊行動等による行方不明事案の増加が懸念されることに鑑み、関係機関（団体）が相互の連携を強化し、保護のための情報の一元化を図り、速やかな保護と適切な事後措置を行い、もって要保護高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(組織)

第2条 ネットワークは、別表第1の「関係機関（団体）一覧表」に掲げる組織で構成する。
2 前項の関係機関（団体）は、ネットワークを運営する者として、それぞれ当該関係機関（団体）の職員又は構成員のうちから運営責任者を選出する。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 主に認知症による徘徊行動等による行方不明事案の搜索活動若しくは当該搜索活動への支援・協力又は適切な保護
- (2) 身元不明の被保護者の適切な処遇及び再発防止に向けた介護相談、指導等の実施
- (3) ネットワークの運用・実施についての普及活動と広報活動の実施
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事業に關すること。

(利用申請)

第4条 ネットワークを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク利用申請書（様式第1号）を第6条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

2 事務局は、前項の申請書の提出があったときは、利用者及び施設関係者等の同意を得た上、関係機関（団体）及び広域連携協定自治体に情報提供を行うものとする。

(事前登録)

第5条 徘徊高齢者等の家族、徘徊高齢者等が入所している施設の職員その他徘徊高齢者等が行方不明になったときにネットワークを利用して搜索することを希望する者は、柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク事前登録票（様式第2号）を事務局に届け出るものとする。

2 事務局は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る徘徊高齢者等について必要な事項の登録を行うものとする。
3 前項の規定により届け出た者（以下「届出者」という。）は、登録事項に変更を生じた場合及び登録を抹消しようとする場合は、速やかに事務局に届けなければならない。
4 前2項の規定による登録を受けた徘徊高齢者等について、届出者は前条第1項の申請書に代えて、口頭により同項の規定による申請をすることができる。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、柳川市保健福祉部福祉課に置き、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第7条の連絡会議の招集及び開催
(2) その他ネットワークの運営に関する庶務
2 事務局は、事務の遂行に当たっては柳川警察署生活安全課と互いに連携をとるものとする。

(連絡会議)

第7条 ネットワークの運営について協議する連絡会議を必要に応じて開催する。
2 連絡会議は、協議する事項に応じ、別表第1に掲げる関係機関（団体）の中から当該協議事項

に関わりのある運営責任者の出席により開催する。

(各関係機関（団体）及び関係者の役割)

第8条 各関係機関（団体）の役割分担については、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、徘徊高齢者等が保護された場合は、当該徘徊高齢者等の親族又はその他の関係者は、速やかに当該徘徊高齢者等を引き取り、安全を確認するとともに、今後の徘徊行動やそれに伴う事故防止に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、第7条の連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年 3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 3月22日から施行する。

附 則（平成25年 6月24日決裁）

この要綱は、平成25年 6月24日から施行する。

附 則（平成26年 2月20日決裁）

この要綱は、平成26年 2月20日から施行する。

附 則（平成26年 4月21日決裁）

この要綱は、平成26年 4月21日から施行する。

附 則（平成27年 2月17日決裁）

この要綱は、平成27年 2月17日から施行する。

別表第1（第2条、第7条関係）

関係機関（団体）一覧表

団体の区分	団体名
行政機関（警察・消防を除く）	柳川市福祉課
	柳川市安全安心課
	柳川市地域包括支援センター
	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
	福岡県南筑後県土整備事務所
警察	福岡県柳川警察署
消防	柳川市消防本部
	柳川市消防団
地域の団体	柳川市行政区長代表委員協議会
	柳川市民生委員児童委員協議会
事業所等	柳川市在宅介護支援センター
	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会（柳川地区）に加入する事業所
	柳川市社会福祉協議会
	高齢者施設等
協力機関（団体）	日本郵便局株式会社 柳川市内郵便局
	柳川農業協同組合
	金融機関
	医療機関
	交通機関
	宅配事業所

別表第2（第8条関係）

各関係機関（団体）の役割

団体の区分	役割
行政機関（警察・消防を除く）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行方不明者についての情報提供 (2) 捜索活動の支援 (3) 各種福祉情報の提供と支援活動 (4) 被保護者の処遇の検討 (5) SOSネットワークの広報、啓発活動
警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) SOSネットワーク利用申請の受付 (2) 各関係機関等への手配依頼と検索活動
消防	警察と連携しての検索及び人命救助活動
地域の団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 検索活動への協力 (2) 日常活動における要保護高齢者等の支援
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 検索活動への協力 (2) 被保護者の一時収容 (3) 日常活動における要保護高齢者等の実態把握
協力機関（団体）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内関係への手配、連絡 (2) 日常業務内での発見、通報

様式第1号（第4条関係）

柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク利用申請書

年 月 日

柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク様

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
対象者との続柄 ()
電話番号 _____

柳川市高齢者等徘徊SOSネットワークの利用を申請します。

対象者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	明・大・昭・平 年月日(歳)
	住所	柳川市	電話番号：	()

※ネットワークの利用に関して、次の事項に同意します。

1. 対象者の個人情報及び所在不明情報が、本ネットワークの関係機関（団体）及び広域連携協定自治体（注1）に提供されること。

（注1）柳川市では協定を結んだ各市町との間で徘徊情報、捜索の広域連携をすることができます。
※広域連携先：大牟田市、久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

2. 対象者の発見時の状態が保護又は医療を要する場合、社会福祉施設又は医療機関に必要な情報を提供すること。

柳川市高齢者等徘徊SOSネットワーク事前登録票

届出者氏名			対象者との続柄	
届出者住所				
連絡先	氏名			
	電話番号	()		自宅・携帯

対象者の状況

フリガナ 氏名	(旧姓:)		
性別	男・女	電話番号	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)		
住所	柳川市		
行動の特徴	行き先等		
注意事項	対応等		
写真添付	対象者の特徴	身長	cmくらい
		体重	kgくらい
		頭髪	ある 色(白髪・) ない
		服装	
		めがね	なし・あり
		ヒゲ	なし・あり
		徘徊歴	なし・あり
		名前	言える・言えない

(情報提供にかかる同意)

上記の情報を、緊急時に関係機関(団体)及び広域連携協定自治体に提供することに同意します。
なお、このことについては、上記対象者の同意も得ております。

年 月 日

同意者

印 (本人との続柄)